

令和2年8月7日（金）午前9時30分より、8月の大刀洗町農業委員会総会を大刀洗町役場2階協議会室にて開催した。

議題
議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について（県許可）
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について（県許可）
議案第3号 農用地利用集積計画における所有権移転について（推進機構）
議案第4号 農用地の買入協議に係る要請について
議案第5号 農業振興地域整備計画の変更について
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について
報告第2号 農地改良行為届について
その他 遊休農地調査について

次回農業委員会開催期日 （予定）令和2年9月9日（水） 午前9時30分より

【出席委員】 1番 溝上勝久 2番 長野信光 3番 白石和寿 4番 手嶋竜一
5番 黒岩正秋 6番 棚町豊 7番 中原 實 8番 牟田直行
9番 中村順治 10番 樋口安子 11番 柳 繁彰

※新型コロナウイルスの影響により農業委員のみでの開催（推進委員欠席）

事務局 佐々木 大輔 野口 福恵 辻 清人

議長 柳 本日の議事録署名人は1番、2番の方をお願いします。

事務局 佐々木 （付議事項の朗読）

付議事項 （議事録署名委員の指名1番、2番）

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について（県許可）

●●氏 ほかに1名より、農地の転用に伴う所有権移転の許可申請が農地法第5条の規定により提出されたので、別紙により付議する。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について（県許可）

●●氏 より、農地の転用に伴う許可申請が農地法第4条の規定により提出されたので、別紙により付議する。

議案第3号 農用地利用集積計画における所有権移転について

議案第4号 農用地の買入協議に係る要請について

議案第5号 農業振興地域整備計画の変更について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について

報告第2号 農地改良行為届について

その他 遊休農地調査について

議長 柳 それでは、議案第1号1番の説明をお願いします。

<事務局 議案第1号 農地法第5条1番申請内容朗読及び説明>

事務局 辻 転用目的は飲食店（うどん・そば）の建築になります。

申請地は、都市計画法の用途地区内の第一種住居地域及び準住居地域で第3種農地判断となります。周囲に農地はなく、雨水は勾配を付け、既存の水路に流す計画となっています。被害防除措置としては、フェンス付きのコンクリートブロック等が設置される計画です。資金計画、見積書等は確認しております。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さん何かありますか。

6番 棚町委員 現在のうどん屋を営んでいる箇所は借家であり、期限が切れることに伴い、今回の申請地に新しく建築する経緯となっております。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。

3番 白石委員 コロナの影響で休業したりする中で、家賃や土地代のことなどでもめたとの話は聞いたことがあります。

議長 柳 こちらは県の常設審議委員会で意見を聴く必要がある案件でもあります。他に皆さんから何かありませんか。それでは委員さんに質問します。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

それでは、議案第1号2番の説明をお願いします。

<事務局 議案第1号2番 農地法第5条2番の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 転用目的は自己用住宅となっております。

申請地は、町道に面している農地は学校及び医療機関が500m以内にあり、幅4mの道路に上水・下水管が埋設されているため第3種となりますが、もう1筆に関しては第1種農地の扱いとなります。第1種農地の部分についても集落接続の例外規定により転用が可能となっております。被害防除措置としてはコンクリートブロックが設置される計画となっております。資金計画、見積書等は確認しております。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さん何かありますか。

7番 中原委員 現地を確認しましたが問題ないと思われます。

議長 柳 分筆された箇所は残ることになると思うが何故手前からしないのか。

事務局 野口 手前からするようには言いましたが、道路に2m幅取れており、建築基準法上も問題はないたため奥から建てたいとのことでした。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。それでは委員さんに質問します。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

それでは、議案第2号1番の説明をお願いします。

<事務局 議案第2号1番 農地法第4条1番の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 転用目的は農地改良となっています。

申請地は農業振興地域農用地となります。現状土地が低く雨水が溜まる地形で植木が育ちにくいいため、道路高まで土盛りをする計画となっております。被害防除措置としては、法面を土羽で仕上げる計画となっております。雨水は自然流下となります。土の搬入については知人からということで0円の見積書が出されております。

議長 柳 説明が終わりました。なお担当委員さんは推進委員さんのため欠席となります。皆さんから何かありませんか。

8番 牟田委員 知人の建設会社からの土の搬入ということで、本当に良質な土なのかが心配です。建設残土を入れて上辺だけ良い土で中身が砂利など混じったようなものにならないでしょうか。

4番 手嶋委員 所有者の耕作実績はあるのでしょうか。福岡市に住所があるみたいですが。

事務局 野口 耕作実績については、現地確認しておきます。

議長 柳 雨水は既存の水路へ放流となっておりますが、水路はどこにあるのでしょうか。道路高まで上げるのに土羽による被害防除だと大雨の際に道路や近隣に土砂が流れ込み被害が拡大する恐れがあるのではないのでしょうか。

3番 白石委員 周りに迷惑がかかる場合は適切な対応を取ってもらえるように一筆入れてもらうのはどうでしょうか。

10番 樋口委員 法面に不安があります。L型でしっかりしたものだと思えるのですが。

事務局 野口 水路や被害防除等についても確認しておきます。

議長 柳 皆さんから他に何かありませんか。それでは委員さんに質問します。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。(挙手なし)

9番 中村委員 現地を確認するなどしてもう1度審議しなおした方が良いのではないのでしょうか。

議長 柳 今回の件は確認を要するものが色々あるので、この場での判断は保留という形にしたいと思いますが、いかがでしょうか。賛同いただける方は挙手をお願いします。(全員挙手) ありがとうございます。

【総会終了後に事務局にて現地確認、農林・建設課・農政商工係への聞き取りを実施】

- ・被害防除については、土羽仕上げで犬走りも取ってあるので問題ない。L型を求めるのであれば、今後大刀洗町の土盛りの被害防除は全てL型が基準となってくる。
- ・道路高までであれば土盛りが原因で土砂が道路に流れ込むようなことは考えにくい。
- ・水路に関しては、自然流下で低い土地に流れていくような構造になっており、最終的に水路に流れ込むようになっている。

【会長・担当委員・区長等も現地を確認し、問題ないことを確認。許可相当と判断】

続きまして、議案第3号の説明をお願いします。

<事務局 議案第3号 農用地利用集積計画における所有権移転申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 野口 1番～4番については富多の農地で買い手が同一の人物となります。機構へ所有権移転をする内容で、機構の経費分も含めて1番は2筆で483,800円、2番は2筆で420,200円、3番は1筆で167,600円、4番は1筆で135,800円となっています。農地全て合わせて3,758㎡になります。

議長 柳 説明が終わりました。
皆さんから何かありませんか。それでは委員さんに質問します。1番～4番まで申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。
続きまして、議案第3号5番の説明をお願いします。

事務局 野口 5番については所有者が亡くなっており相続財産管理人が所有している今の農地で1筆で1,264,800円となっています。

議長 柳 説明が終わりました。
皆さんから何かありませんか。それでは委員さんに質問します。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。
続きまして、議案第4号の説明をお願いします。

<事務局 議案第4号 農用地の買入協議に係る申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 野口 推進機構を活用した売買の中でも金額が800万円を超えるものに関しては「買入協議制度」の手続きが必要となっております。詳しくはお手元のチラシをご覧ください。最高で1,500万円までの控除ができる制度となっております。農地所有者から農業委員会にあっせん申し出を受け、農業委員会から町長に要請を行うものになります。

議長 柳 説明が終わりました。皆さんから何かありませんか。

4番 手嶋委員 要請を行う理由だと買い手が決まっていようみえるのですが、買い手は決まっているのですよね。

事務局 野口 決まっています。800万円を超える売買となり処理期間も短いため、あっせん期間も短くなっています。

議長 柳 誰が買うことになるのでしょうか。

事務局 野口 北野町の若い方になります。

議長 柳 地元の方と問題が生じないようによく協議をしていただきたいですね。他に皆さんから何かありませんか。それでは委員さんに質問します。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。
それでは、議案第5号の説明をお願いします。

<事務局 議案第5号 農業振興地域整備計画の変更について説明>

事務局 野口 1番は除外で、変更目的は自己用住宅です。変更面積は718㎡の農地の内40㎡となっています。叔父から農地の1部をもらって、そこに自己用住宅を建てる計画です。

議長 柳 説明が終わりました。皆様から何か意見はありませんか。それでは1番の申請に対して、問題がないと思われる委員さんは挙手をお願いします。全員問題がないということになりました。それでは2番についての説明をお願いします。

事務局 野口 2番も除外で、変更目的は自己用住宅です。変更面積は1,304㎡の農地の内324㎡となっています。

議長 柳 説明が終わりました。皆様から何か意見はありませんか。それでは2番の申請に対して、問題がないと思われる委員さんは挙手をお願いします。全員問題がないということになりました。それでは3番についての説明をお願いします。

事務局 野口 3番も除外で、変更目的は物流倉庫の敷地拡張です。変更面積は2,118㎡となっています。現在変形敷地となっており、トラックの往来が困難とのことです。

議長 柳 説明が終わりました。皆様から何か意見はありませんか。それでは3番の申請に対して、問題がないと思われる委員さんは挙手をお願いします。全員問題がないということになりました。それでは4番についての説明をお願いします。

事務局 野口 4番も除外で、変更目的は資材・車両置場としての敷地拡張です。変更面積は893㎡の農地の内342.78㎡となっています。違反転用となっている箇所であり、土地を買ったものの農地とは知らなかったとのことです。

議長 柳 説明が終わりました。皆様から何か意見はありませんか。それでは4番の申請に対して、問題がないと思われる委員さんは挙手をお願いします。全員問題がないということになりました。それでは報告第1号についての説明をお願いします。

<事務局 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について説明>

議長 柳 以上のように解約がっておりますので、担当委員はそれぞれ確認をお願いします。それでは報告第2号についての説明をお願いします。

<事務局 報告第2号 農地改良行為届について説明>

議長 柳 以上のように改良行為がっておりますので、担当委員は確認をお願いします。

それではこれで全ての議事の審議を終わります。